

認定調査スキルアップちらし  
令和6年4月号

## 特記事項に書かれている「●」について

名古屋市

「●」は、どんな  
時についているか、  
ご存じですか。

下記①～③(調査員が判断し選択している項目)に該当する場合、  
本市では「審査会で注目し確認をしてもらう」ため認定事務セン  
ターで、該当する項目の特記事項の文末に「●」をつけています。

### ① 調査員が判断に迷った時

### ② より頻回な状況で選択したとき

### ③ 適切な状況で選択したとき

○ 審査会で調査員の選択が妥当かどうか、確認します。

調査員の選択をバックアップする  
仕組みです。

①、②、③に当てはまる場合は、対象者固有の「介護の手間」がある場合があります。



スキルアップちゃん

※ 4月号は「①調査員が判断に迷った時」についてのポイントをお伝えします。

## 「① 調査員が判断に迷った時」

認定調査員テキスト P19参照



スキルアップちゃん

基本調査項目の定義にうまく当てはまらず、選択の判断に迷うことはないですか？

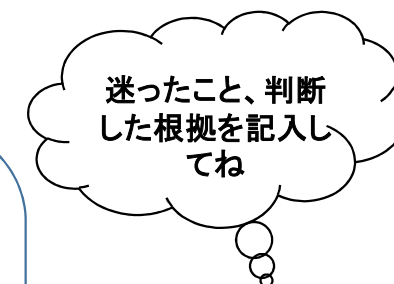
**point !**



基本調査項目の定義にうまく当てはまらない場合等、判断に迷う際は、各基本調査項目の定義等に基づき選択した上で、対象者の具体的な状況（①介護の手間、②手間の出現頻度、③選択に迷った状況等）と認定調査員の判断根拠等 を記載します。

調査員が「迷った」という事、その上でどう判断したかを特記事項に記入することが大切です。

介護認定審査会は、特記事項等を用いて一次判定の修正・確定、二次判定を行います。



スキルアップちゃん

認定調査員テキスト  
2009改訂版 p6～8

## 認定調査の実施および留意点

認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があります。



新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、やむを得ず以下のようなことがありました。

- ・調査時間が十分とれなかった（面接時間を制限された）
- ・病室や個室に入れず、日頃の状況の確認が十分できなかった
- ・確認動作を実施することができなかった。
- ・病院や施設の調査で家族に立ち会ってもらえなかった。

コロナ禍ではやむを得ずできなかったことがありましたね

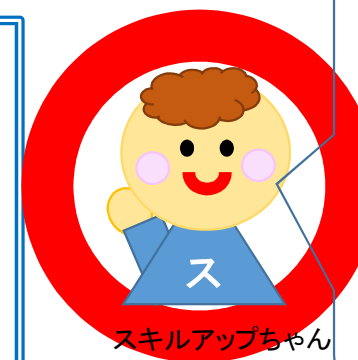
○調査場所・・・日頃の状況を把握できる場所

やむを得ずデイサービスや自宅に入れず玄関先での調査など日頃の状況を把握できない場所での調査を行う時はその理由を記載する

○立ち会い者・・・対象者本人からだけでなく、日頃の状況を把握している立ち会い者からも聞き取り

○「目に見える」「確認しうる」という事実により調査を行う

○「能力」で評価する項目は、原則対象者に行ってもらい行ってもらえなかった場合は理由を特記事項に記載する



コロナ前の生活に戻ってきました。  
認定調査も本来あるべき方法で実施するようお願いします。

認定調査スキルアップちらし  
令和6年5月号

## 特記事項に書かれている「●」について

名古屋市



「●」は、どんな  
時についているか、  
ご存じですか。

下記①～③(調査員が判断し選択している項目)に該当する場合、  
本市では「審査会で注目し確認をしてもらう」ため認定事務セン  
ターで、該当する項目の特記事項の文末に「●」をつけています。

- ① 調査員が判断に迷ったとき
- ② より頻回な状況で選択したとき
- ③ 適切な状況で選択したとき

○ 審査会で調査員の選択が妥当かどうか、確認します。

調査員の選択をバックアップする  
仕組みです。

①、②、③に当てはまる場合は、対象者固有の「介護の手間」がある場合  
があります。



スキルアップちゃん

※5月号は「② より頻回な状況で選択したとき」についてのポイントをお伝えします。

## 「② より頻回な状況で選択したとき」

認定調査員テキスト P24～参照



(例) 2-5 排尿

| 場面 | 行われている介助<br>(不適切ではないとする)                | 選択肢        | 頻度   |
|----|-----------------------------------------|------------|------|
| 日中 | トイレで自立                                  | 【介助されていない】 | 6回／日 |
| 夜間 | ポータブルトイレで排尿<br>(ポータブルトイレの後始末は家族が朝一括で行う) | 【一部介助】     | 2回／日 |

介助が発生しているのに「介助されていない」の選択ってもやもやするわ



スキルアップちゃん

- ① 場面ごとの具体的な介助の方法を聞きとる。
- ② 頻度を比較
- ③ より頻回な状況で選択: 上記の場合は「介助されていない」
- ④ 場面ごとの介護の手間及び頻度は特記事項に記載する。

選択肢に反映されていない介護の手間は・・・  
介護認定審査会の二次判定で検討されます。



point !

(特記事項の例) 2-5 排尿

日中の 排尿の一連の行為はトイレで行っている。失敗もない。夜間は転倒の不安がありポータブルトイレを使用。(日中6回、夜間2回) ポータブルトイレの後始末は朝家族が行っている。より頻回な状況より「介助されていない」を選択する。

認定調査スキルアップちらし  
令和6年6月号

## 特記事項に書かれている「●」について

名古屋市



「●」は、どんな  
時についているか、  
ご存じですか。

下記①～③(調査員が判断し選択している項目)に該当する場合、  
本市では「審査会で注目し確認をしてもらう」ため認定事務セン  
ターで、該当する項目の特記事項の文末に「●」をつけています。

- ① 調査員が判断に迷ったとき
- ② より頻回な状況で選択したとき
- ③ 適切な状況で選択したとき

○ 審査会で調査員の選択が妥当かどうか、確認します。

調査員の選択をバックアップする  
仕組みです。

①、②、③に当てはまる場合は、対象者固有の「介護の手間」がある場合があります。

※6月号は「③ 適切な状況で選択したとき」についてのポイントをお伝えします。



スキルアップちゃん



### 「③ 適切な状況で選択したとき」

認定調査員テキスト P23～介助の方法参照



不適切な状況の特記事項を記載するのは難しいな...



スキルアップちゃん

#### 「実際の介助の方法」が不適切と判断したとき

「介助がされていない」状態や「実際に行われている介助」が対象者にとって「不適切」と認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で適切な介助の方法を選択し、介護認定審査会に判断を仰ぐことができます。

#### （特記事項の例） 2-5 排尿

独居。排尿の一連の行為はトイレで行っている。（回数は不明）本人は「失敗はない、パットの交換も自分でできている」と言う。

実際はパットの交換がうまくできておらずパンパンになり尿漏れ、ひどい尿臭がある。デイサービスでは、時間毎のトイレへの誘導やトイレ内での声掛けがあれば失敗はほとんどない。

適切な介助の方法として、トイレへの誘導、声掛け、見守りが必要と判断し、「見守り等」を選択する。

聞き取った状況

①不適切と判断した状況・理由

②調査員が考える適切な介助の方法

#### point !

①「不適切」と判断した状況・理由を具体的に記載し②調査員が考える適切な介助の方法を記載



スキルアップちゃん

認定調査スキルアップちらし  
令和6年7月号

「介護の手間」を  
忘れずに記載し  
ていますか。



スキルアップちゃん

## <お知らせ>

令和6年7月～10月の4か月間

「第4群 精神・行動障害」の項目についてさらに  
充実した記載を目指し、取り組みを行います！



びいちゃん

スキルアッ  
プちらし

精神・行動障害に特化し、聞き取りや 特記事項の記載ポイントを  
掲載します。

問合せ

特記事項の記載が不十分な場合、特に具体的な介護の手間及び  
頻度の情報について詳しく聞き取らせていただきます。



## 特記事項の記入のPoint！



| 区分    | 視点        | 留意点                 |
|-------|-----------|---------------------|
| ①選択基準 | 「行動」の「頻度」 | 実際の対応や介護の手間とは関係なく選択 |
| ②特記事項 | 「介護の手間」   | 具体的な介護の手間と頻度        |

## 調査時の確認事項

### ①選択基準

- \* 社会生活上、場面や目的からみて不適切な行動の頻度
- \* 一定期間（調査日より過去1か月）の状況からその行動が現れたかどうかに基づいて選択
- \* 実際の対応や介護の手間とは関係なく選択

### ②特記事項

- \* 発生している具体的な「介護の手間」・「頻度」の記載
  - ・介護者の対応及びその時間、回数等を記入すること
  - ・手間がかかっていないという記載も重要
- \* 定義に当てはまらない事でも、「介護の手間」が発生している場合は、具体的な「介護の手間」・「頻度」



スキルアップちゃん

一つの行動で、複数の項目を選択することがあります。複数選択をした場合、特記事項はまとめて書きましょう。

認定調査スキルアップちらし  
令和6年8月号

第4群の確認方法・記入内容  
(認定調査員テキストP114 ～)

特記事項記載のポイント

- ①選択の根拠(行動)
- ②行動の頻度
- ③介護の手間
- ④介護の手間の発生頻度

令和6年7月～10月の4か月間

「第4群 精神・行動障害」の項目についてさらに充実した  
記載を目指し、取り組みを行います！



びいちゃん



**8月は①②の強化をします。**

記載が不十分な場合は  
問い合わせをします

| 区分・記入の<br>順番 | 視点        | 調査時の確認事項                                                | 記入内容                                                                                                            |
|--------------|-----------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選択基準         | 「行動」の「頻度」 | ★実際の対応や介護の手間とは関係なく、社会生活上、場面や目的からみて不適當な行動があるか、あればその行動の頻度 | <b>特記事項へ①～④を記入しましょう。</b><br><br>①選択の根拠となる行動<br>(どのような行動が起こっているか)<br><br>②行動の頻度<br>【例えば・毎日(1日●回)、1回/週(1回15分程度)等】 |

## 特記事項の 例

### 記載の ポイント

- ①選択の根拠(行動)
- ②行動の頻度
- ③介護の手間
- ④介護の手間の発生頻度

1つの行動が複数の  
項目に該当する場合  
がある



特記事項はまとめ  
て記載する

(記入例) (4-2 作話)(4-5 同じ話をする)(4-12 ひどい物忘れ)

①「誰も私の話を聞いてくれない」「〇〇を頼んでもやってくれない」と

②毎日家族に訴える。1日5回以上あり、1回話しだすと何度も繰り返し訴えてくる。その度に家族は話を聞き、やったことを伝えたり確認したり対応している。調査時も「〇〇を買ってきてくれない」と訴えていた。家族が買ってきたもの等を見せその度に説明するもすぐ忘れ何度も訴えていた。

実際の特記事項  
から  
わかりやすいもの  
を掲載しました

認定調査スキルアップちらし  
令和6年9月号

第4群の確認方法・記入内容  
(認定調査員テキストP114 ～)

特記事項記載のポイント

令和6年7月～10月の4か月間  
「第4群 精神・行動障害」の項目についてさらに充実した  
記載を目指し、取り組みを行います！



びいちゃん

- ①選択の根拠(行動)
- ②行動の頻度
- ③介護の手間
- ④介護の手間の発生頻度



**9月は③④の強化をします。**

最も重要な記載内容です。  
記載が不十分な場合は  
問い合わせをします

| 区分    | 視点                        | 調査時の確認事項                                                                                         | 記入内容<br>特記事項へ①～④を記入しましょう。                                                                                                                |
|-------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護の手間 | 介護者の対応<br>頻度<br><br>かかる時間 | ★発生している具体的な「介護の<br>手間」・「頻度」<br><br>★定義に当てはまらない事でも、<br>「介護の手間」が発生している場<br>合は、具体的な「介護の手間」・<br>「頻度」 | ③介護の手間<br>・介護者がどのように対応しているか<br>・ <u>手間がかかっていないという記載も重要</u><br><br>④介護の手間の発生頻度<br>対応の回数やその時間<br>【例えば・毎日(1日●回)、1回/週(1回5分<br>程度)、日中の対応が多い等】 |

## 特記事項の 例

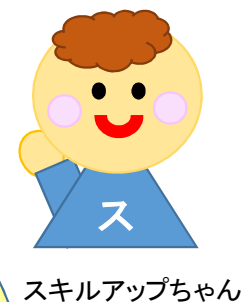
### 記載の ポイント

- ①選択の根拠(行動)
- ②行動の頻度
- ③介護の手間
- ④介護の手間の発生頻度

1つの行動が複数の項目  
に該当する場合がある



特記事項はまとめて  
記載する



(記入例) (4-5) 同じ話をする

①「ごはん食べたかしら」「今度の病院はいつだったかしら」等と気になることがあると家族に②1日に何度も尋ねる。  
③家族はその度に「食べたよ」、「〇〇だよ」等回答するが、④10～15分経つとまた同じことを聞いてくる。返答しないとしつこく聞いてくるため、毎回対応している。10回以上続く時と2～3回で終わる時とまちまちである。

(記入例) (4-5) 同じ話をする (4-8) 落ち着きなし

①夕食が終わる頃、「家に帰りたい」「今から家に戻る」と、落ち着きなく何度も訴える。職員が下膳している間に食堂から出て行ってしまふ。②(毎日)③職員と一緒に施設の中を歩きながら、気が変わるよう話をする。気分が変わり部屋に戻るのに④毎日20～30分かかる。



審査会委員より、特記事項の記入について、  
ご意見をいただきました。



スキルアップちゃん

- ① すべての項目(74項目)に特記事項を記載をしましょう。  
(「できる」「介助されていない」「ない」を選択する項目についてもその状況を記載してください。)  
「できる」の選択でもまったく問題なくできるのか、やっとできるのか、「介助されていない」であっても楽々できているのか、  
やっとできているのか 等 個人差があります。どのようにできるかをご記載ください。

- ② できない事だけでなく、できることも記載しましょう。  
例えば... 「1-7 歩行」【できない】5mの継続歩行はできない。だが、  
「2-2 移動」【介助されていない】何とか自分で家具等につかまり、移動している。転倒する事はない。

記載ポイント (トイレ6回/日、食堂3回/日、洗面所2回/日)



「歩行はできない」だが、「移動は介助されていない」→歩行はどれくらいできるんだろう??

「1-7 歩行」【できない】壁や家具につかまり2～3mの歩行は可能だが、5mの継続歩行はできない。

- ③ 「日頃の状況」を聞き取った記載があるが、どのような関係の人から聞き取ったのかの記載しましょう。  
独居と共通に記載がある。立会者の記載がなく、排泄の介助や4群の対応に息子、娘の記載があるが、この内容は誰から聞きとったものだろう?

記載ポイント



立会者: 夫、妻、(同居or別居)娘、息子 等 より聞き取った。

独居のため立会者はいない。デイサービス利用時の状況を施設職員に確認した 等 と記載があるとわかりやすい。



認定調査スキルアップちらし  
令和6年10月号

「第4群 精神・行動障害」の項目について充実した記載を目指し、取り組みを行います！

第4群の確認方法・記入内容  
(認定調査員テキストP114 ～)

- ①選択の根拠(行動) ②行動の頻度  
③介護の手間 ④介護の手間の発生頻度



びいちゃん

| 区分    | 視点                    | 調査時の確認事項                                                                         | 特記事項記載のポイント                                                                                                              |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選択基準  | 「行動」の「頻度」             | ★実際の対応や介護の手間とは関係なく、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動があるか、あればその行動の頻度                          | ①選択の根拠となる行動<br>(どのような行動が起こっているか)<br>②行動の頻度<br>【例えば・毎日(1日●回)、1回/週(1回15分程度)等】                                              |
| 介護の手間 | 介護者の対応<br>頻度<br>かかる時間 | ★発生している具体的な「介護の手間」・「頻度」<br><br>★定義に当てはまらない事でも、「介護の手間」が発生している場合は、具体的な「介護の手間」・「頻度」 | ③介護の手間<br>・介護者がどのように対応しているか<br>・手間がかかっていないという記載も重要<br>④介護の手間の発生頻度<br>対応の回数やその時間<br>【例えば・毎日(1日●回)、1回/週(1回5分程度)、日中の対応が多い等】 |

## 特記事項の 例

### 記載の ポイント

- ①選択の根拠(行動)
- ②行動の頻度
- ③介護の手間
- ④介護の手間の発生頻度

1つの行動が複数の  
項目に該当する場合  
がある



特記事項はまとめて記載する

定義に当てはまらない事でも、「介護の手間」が発生している場合は、具体的な「介護の手間」・「頻度」を記載すると審査会委員へ手間がつたわります。



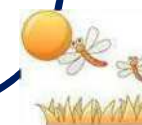
スキルアップちゃん

(記入例) (4-6) 大声を出す (4-7) 介護に抵抗

①紙パンツやパットを嫌がるため、声をかけトイレへ誘導するが「行かない。嫌だ。」と大声で叫び、頑なに動かず拒否をする。②毎回(8回/日) ③10分以内にトイレに誘導できるか、パットを付けていれば良いが、1日2~3回はズボンまで汚し、家族が声をかけ下衣を変える。失敗した時は、説明に時間はかかるが、納得しパットをつけてくれる。④排泄の介助に毎回10~30分程度時間がかかる。

(記入例) (4-4) 昼夜逆転

毎日昼頃起床。日常生活は、時間はずれているが何とか行えているため、特記のみとする。  
2回/週のデイサービスに出かける時は、家族が送迎の時間に間に合うように、8時頃から起こし準備し出かける。毎回何度も声をかけ起こし、出かけるまでに1時間くらい時間がかかる。迎えの時間を遅くしてもらったが、間に合わない時は家族が送ることもある。(1~2回/月)



審査会委員より、特記事項の記入について、  
ご意見をいただきました。



スキルアップちゃん

- ① すべての項目(74項目)に特記事項を記載をしましょう。  
(「できる」「介助されていない」「ない」を選択する項目についてもその状況を記載してください。)  
「できる」の選択でもまったく問題なくできるのか、やっとならできるのか、「介助されていない」であっても楽々できているのか、やっとならできているのか 等 個人差があります。どのようにできるかをご記載ください。

- ② できない事だけでなく、できることも記載しましょう。  
例えば... 「1-7 歩行」【できない】5mの継続歩行はできない。だが、  
「2-2 移動」【介助されていない】何とか自分で家具等につかまり、移動している。転倒する事はない。

記載ポイント (トイレ6回/日、食堂3回/日、洗面所2回/日)



「歩行はできない」だが、「移動は介助されていない」→歩行はどれくらいできるんだろう??

「1-7 歩行」【できない】壁や家具につかまり2～3mの歩行は可能だが、5mの継続歩行はできない。

- ③ 「日頃の状況」を聞き取った記載があるが、どのような関係の人から聞き取ったのかの記載しましょう。  
独居と共通に記載がある。立会者の記載がなく、排泄の介助や4群の対応に息子、娘の記載があるが、この内容は誰から聞きとったものだろう?

記載ポイント



立会者: 夫、妻、(同居or別居)娘、息子 等 より聞き取った。

独居のため立会者はいない。デイサービス利用時の状況を施設職員に確認した 等 と記載があるとわかりやすい。

認定調査スキルアップちらし  
令和6年11月号

日常の意思決定は**能力の項目**です。  
一人で公共交通機関の利用ができたり、買い物や支払いも問題なくできる人が「特別な場合を除いてできる」の選択がされている事があります。  
新しいことや治療など悩んだ時には、誰でも相談するのではないのでしょうか。  
最終的に決定しているのは誰かを確認していますか。

## 5-3 日常の意思決定(能力)

| 選択肢               | 特別な場合 | 日常的な状況 |
|-------------------|-------|--------|
| 1.できる（特別な場合でもできる） | ○     | ○      |
| 2.特別な場合を除いてできる    | ×     | ○      |
| 3.日常的に困難          | ×     | △      |
| 4.できない            | ×     | ×      |



スキルアップちゃん

1つの質問で  
2つの事を  
たずねている項目

| 区分           | テキストにある例                                                                                                             | その他の例                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①特別な場合の意思決定  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン作成への参加</li> <li>・ケアの方法・治療方針への合意</li> <li>・冠婚葬祭式事、町内会行事への参加検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の乗継</li> <li>・一週間分の献立</li> <li>・車の運転、運転免許更新</li> <li>・住宅リフォーム</li> <li>・投資</li> <li>・友人との会食</li> <li>・観劇</li> <li>・文化センターなどの教室参加</li> <li>・契約</li> <li>・旅行の計画</li> </ul> |
| ②日常的な状況の意思決定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見たいテレビ番組</li> <li>・その日の献立</li> <li>・着る服の選択</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・二者択一</li> </ul>                                                                                                                                                                |

「特別な場合以外できる」の選択で気になるもの

| 特記事項の記載                            | 「特別な場合」でもできるのでは？                                   |
|------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ケアプランの作成にはケアマネジャーの支援が必要            | ケアプラン作成の支援は、ケアマネジャー本来の仕事なのでは                       |
| 介護保険の利用について、治療方針の合意等は、家族と相談して決めている | 相談した後に意思決定することは、普通の事ではないか<br><b>最終的に決定しているのは誰か</b> |
| 治療方針の合意等は、家族と相談して決めている             | 一人で病院受診している<br>(診察、検査、支払いに介助なし)                    |
| 介護保険の利用について、支援が必要                  | 調査の日程調整は対象者本人と行った                                  |
| 特別な場合以外できる                         | 自分で運転し一人で出かける(問題はない)                               |
|                                    | 薬の内服・金銭管理、「介助されていない」                               |
|                                    | 買い物ー必要なものを選び、支払いしている                               |



## 5-1 薬の内服(介助の方法)

(調査員テキストP132～)



「薬の内服」自体がない場合は  
どのように判断していますか？

例えば…処方がない場合、嚥下  
ができず内服薬がない場合等

定義：「薬の内服」とは、薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む  
(水を飲む)という一連の行為のこと

要介護認定等の方法の見直しにかかるQ&A 問18 (調査員テキストP173～)

「薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる」という一連の行為に介助が行われている場合に「3. 全介助」を選択する。この一連の行為に加え、水を飲む行為にも介助が行われている場合も「3. 全介助」を選択することとする。  
なお、水を口に含ませる等、「飲み込む」行為に介助が行われている場合も「2. 一部介助」の選択肢の選択基準に含まれる。



スキルアップちゃん

## 「調査対象の行為自体が発生しない場合」

特記事項の記載例を  
掲載しました。



スキルアップちゃん

**point !**

※薬の内服がない(処方されていない)場合は、薬剤の処方がされた場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

### 【介助されていない】

① 食事もとれていて、えん下もできるが、現在 医療機関からの処方がない方。

現在、処方はなく内服はしていない。金銭管理、買い物等を介助なくできていることから、薬剤が処方がされた場合を想定すると、介助なく内服ができると判断し介助されていないを選択する。

### 【全介助】

② 食事摂取はしていない。誤嚥性肺炎にて経口摂取はしていない。点滴のみを実施している方。

現在、内服はしていない。薬剤が処方がされた場合を想定し、上肢、手指の動きから、落薬の可能性が高く、薬を口まで入れる介助が必要と判断した。

嚥下ができない事は考慮せず、  
『薬剤が処方された場合』を想定します



# 「認定調査を行うにあたってのチェック事項」

認定調査スキルアップちらし  
令和7年1月号

| 項目                       | 確認事項                                                                  |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 日程調整                     | 調査依頼後、速やかに調査連絡先に連絡している。                                               |
|                          | 可能な限り、介護者に立ち会いを求めている。                                                 |
|                          | 約束の時間に間に合わない等の場合、速やかに連絡をとっている。                                        |
|                          | 〇日以上調査が遅れる場合、センターに連絡している。                                             |
| 挨拶                       | 自己紹介:「名古屋市から委託された調査員の〇〇です」と名乗る。                                       |
|                          | 身分証の提示(介護支援専門員証、調査員研修修了証携帯)                                           |
|                          | 調査依頼書の提示                                                              |
| 説明                       | 認定調査の主旨、調査内容など必要な説明を行っている。                                            |
| 対象者確認                    | 調査当日の体調を確認し、調査実施が困難な場合は調査を中止する。                                       |
| 接遇                       | 礼儀正しい姿勢で接し、丁寧でわかりやすい言葉使いを心がけている。                                      |
| 個人情報保護                   | 個人情報の持ち出しは鍵つきカバンを使用する。                                                |
|                          | パソコンで調査票を作成する場合、外部と遮断された環境で行っている。                                     |
| 基本調査の実施                  | 基本調査項目は、74項目すべて確認を行っている。<br>全ての項目について確認したことを、対象者(立ち会い者)に伝えている。        |
| 禁忌                       | 「要介護〇」くらいになるなどとは言ってはならない。                                             |
| 相談等への対応<br>(対象者と契約がない場合) | 要介護認定に関する問い合わせ先は区福祉課<br>サービス利用等はいきいき支援センター等を紹介<br>特定のサービス事業者の紹介は行わない。 |
| 調査票の提出                   | 調査実施後、速やかに提出している。<br>翌日までには提出できることが望ましい。                              |
| 守秘義務                     | 認定調査について知りえた個人の秘密に関し守秘義務を守っている。                                       |



認定調査は、認定の申請後、  
依頼書を持参し調査を行って  
ください。  
調査の依頼前に行った調査  
については、無効となります  
のでご注意ください。



スキルアップちゃん

## 認定調査スキルアップちらし 令和7年2月号

認定調査のセルフチェックを  
してみましょう！

「認定調査チェック  
表」の一部を掲載しま  
した。全3ページは、  
二次元コードからダウ  
ンロードできます。  
(P2～3は3月号に掲  
載予定です。)

認定調査チェック表

| 認定調査の実施                      |                                                                       |            |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|
| 項目                           | 確認事項                                                                  | 適正な<br>場合○ |
| 日程調整                         | 調査依頼後、速やかに調査連絡先に連絡している。                                               |            |
|                              | 可能な限り、介護者に立ち会いを求めている。                                                 |            |
|                              | 約束の時間に間に合わない等の場合、速やかに連絡をとっている。                                        |            |
|                              | ○日以上調査が遅れる場合、センターに連絡している。                                             |            |
| 挨拶                           | 自己紹介：「名古屋市から委託された調査員の○○です」と名乗る。                                       |            |
|                              | 身分証の提示（介護支援専門員証、調査員研修了証携帯）                                            |            |
|                              | 調査依頼書の提示                                                              |            |
| 説明                           | 認定調査の主旨、調査内容など必要な説明を行っている。                                            |            |
| 対象者確認                        | 調査当日の体調を確認し、調査実施が困難な場合は調査を中止する。                                       |            |
| 接遇                           | 礼儀正しい姿勢で接し、丁寧でわかりやすい言葉使いを心がけている。                                      |            |
| 個人情報保護                       | 個人情報の持ち出しは鍵つきカバンを使用する。                                                |            |
|                              | パソコンで調査票を作成する場合、外部と遮断された環境で行っている。                                     |            |
| 基本調査の実施                      | 基本調査項目は、74項目すべて確認を行っている。                                              |            |
|                              | 全ての項目について確認したことを、対象者（立ち会い者）に伝えている。                                    |            |
| 禁忌                           | 「要介護○」くらいになるなどとは言ってはならない。                                             |            |
| 相談等への対応<br>(対象者と契約が<br>ない場合) | 要介護認定に関する問い合わせ先は区福祉課<br>サービス利用等はいきいき支援センター等を紹介<br>特定のサービス事業者の紹介は行わない。 |            |
| 調査票の提出                       | 調査実施後、速やかに提出している。                                                     |            |
|                              | 翌日までには提出できることが望ましい。                                                   |            |
| 守秘義務                         | 認定調査について知りえた個人の秘密に関し守秘義務を守っている。                                       |            |



スキルアップ  
ちゃん



ダウンロード  
はこちらから

基本調査 [第1群：身体機能・起居動作]

| 項目                   | 評価軸               | 調査時の確認事項                                                                                                                 | 適正な<br>場合○ |
|----------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第1群<br>共通            |                   | 可能な限り、実際に動作等を行ってもらう。<br>実際に行ってもらった状況と日頃の状況とが異なる場合（または、実際に行ってもらえなかった場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択できるよう聞き取る。 |            |
|                      |                   | 実際に行ってもらえなかった場合<br>行ってもらえなかった理由を、特記事項に記載する。                                                                              |            |
|                      |                   | 福祉用具や器具類を使用している場合は、使用している状態を確認する。                                                                                        |            |
|                      |                   |                                                                                                                          |            |
| (1-1、2)<br>麻痺等<br>拘縮 | 有無<br>(能力<br>と同じ) | 《確認動作を行ってもらった場合》<br>・適切に確認動作を行う。テキスト p 33～40を確認                                                                          |            |
|                      |                   | 《確認動作を行ってもらえない場合》<br>・行ってもらえなかった理由を、特記事項に記載する。<br>・「欠損」がある場合は、動作が行えない部位の選択肢と「その他」を選択できるよう聞き取る。                           |            |
| (1-3～9)<br>寝返り～片足立ち  | 能力                | 日頃の生活の状況ではなく、日頃の状況（能力があるかどうか）を聞き取る。<br>「つかまらなくてもできますか」を確認している。                                                           |            |
| (1-10、11)<br>洗身・爪切り  | 介助の方法             | 具体的な介護の手間と頻度を聞き取る。<br>実際の介助の方法が不適切と調査員が判断した場合、その判断根拠となる事項を聞き取る。                                                          |            |
| (1-12、13)<br>視力・聴力   | 能力                | 見えるかどうか、聞こえるかどうか確認する。                                                                                                    |            |



**基本調査** [第2群：生活機能]

| 項目                            | 評価軸   | 調査時の確認事項                                                                                            | 適正な<br>場合○ |
|-------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第2群<br><br><介助の方法><br>共通      |       | 具体的な介護の手間とその頻度を聞き取る。                                                                                |            |
|                               |       | 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況で、より頻回に見られる日頃の状況で選択できるよう聞き取る。                                                  |            |
|                               |       | 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用の場合は、使用している状況を確認する。                                                           |            |
|                               |       | 実際の介助の方法が不適切と調査員が判断した場合、その判断根拠となる事項を聞き取る。                                                           |            |
|                               |       | 「見守り等」の項目は、常時の付き添いの必要があるものや、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」を確認する。                                    |            |
| (2-1)<br>移乗                   | 介助の方法 | でん部を移動させ、いす等へ乗り移ることを聞き取る。<br>（清拭・じょくそう予防目的の体位交換も含む。）                                                |            |
| (2-2)<br>移動                   | 介助の方法 | （一日の流れを聞きながら）移動が発生する場面を確認する。<br>それぞれの場面での具体的な介助の方法を聞き取る。<br>軽度者では、外出時の介助の状況を聞き取る。                   |            |
| (2-3)<br>えん下                  | 能力    | 「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合、「見守り等」とする。                                                                 |            |
| (2-4)<br>食事摂取                 | 介助の方法 | 具体的な手間（朝・昼・夕）、長くかかる場合は時間を聞き取る。<br>準備、食べこぼしの後始末等、定義にはないが、手間が発生していれば確認する。                             |            |
| (2-5、6)<br>排尿<br>排便           | 介助の方法 | 《認知症高齢者等》トイレ等へ誘導状況を聞き取る。<br>排泄に係る介護の手間＝①「排泄方法（介助の方法）」×②「頻度」＋③「失禁・失敗の有無とその介護」※④「昼夜の違い（方法及び頻度）」を聞き取る。 |            |
| (2-7、8、9)<br>口腔清潔<br>洗顔、整髪    | 介助の方法 | 洗面所への誘導、移動は評価に含めない。                                                                                 |            |
| (2-10、11)<br>上衣の着脱<br>ズボン等の着脱 | 介助の方法 | 普段使用している、衣服の着脱に介助が行われているかどうかを聞き取る。<br>時候にあった衣服の選択、準備、手渡し等、着脱までの行為は含めない。                             |            |
| (2-12)<br>外出の頻度               | 有無    | 一定期間（調査日より概ね過去1か月）に、敷地外、30分以上の外出頻度を聞き取る。                                                            |            |

**基本調査** [第3群：認知機能]

| 項目                             | 評価軸 | 調査時の確認事項                                                                                                                                          | 適正な<br>場合○ |
|--------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (3-1～7)<br>意思の伝達<br>～<br>場所の理解 | 能力  | 対象者に実際に行ってもらう。（対象者に質問する）<br>認知症等がある場合、「できる」を選択する場合でも、選択の根拠を聞き取る。<br>一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況を聞き取る。<br>調査当日の状況と、日頃の状況が異なる場合は、双方の状況、選択根拠を明確に特記事項に記載する。 |            |
| (3-8、9)<br>徘徊<br>外出すると<br>戻れない | 有無  | 社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度を評価できるよう聞き取る。（調査日より概ね過去1か月間の状況）<br>「頻度」は具体的に聞き取る。<br>発生している「介護の手間」・「頻度」を聞き取る。                                             |            |

**基本調査**

[第4群：精神・行動障害]

| 項目        | 評価軸 | 調査時の確認事項                                                    | 適正な<br>場合○ |
|-----------|-----|-------------------------------------------------------------|------------|
| 第4群<br>共通 | 有無  | 社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度を評価できるよう聞き取る。<br>（調査日より概ね過去1か月間の状況） |            |
|           |     | 「頻度」は具体的に聞き取る。                                              |            |
|           |     | 発生している「介護の手間」・「頻度」を聞き取る。<br>（手間がかかっていない状況の聞き取りも重要）          |            |
|           |     | 項目にはない事柄でも、介護の手間がかかっていることは、具体的な手間と頻度を聞き取る。                  |            |
|           |     | 本人や家族に、不愉快な思いを抱かせないよう質問に配慮する。                               |            |
|           |     | 15項目すべてを確認するための工夫をしている。                                     |            |

**基本調査**

[第5群：社会生活への適応]

| 項目                                          | 評価軸   | 調査時の確認事項                                                                          | 適正な<br>場合○ |
|---------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (5-1、2、5、6)<br>業の内服<br>金銭管理<br>買い物<br>簡単な調理 | 介助の方法 | 具体的な介護の手間と頻度を聞き取る。<br>（定義に当てはまらなくても、手間が発生している場合は聞き取る。）                            |            |
|                                             |       | 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況で、より頻回に見られる日頃の状況で選択できるよう聞き取る。<br>介助理由：「能力」か「技術的な経験がない」か「習慣」か |            |
| (5-3)<br>日常の意思決定                            | 能力    | 「特別な場合の意思決定」「日常の意思決定」の2項目を聞き取る。                                                   |            |
| (5-4)<br>集団への不適応                            | 有無    | 一定期間（調査日より概ね過去1か月間）の状況を聞き取る。                                                      |            |
|                                             |       | 「行動」だけでなく「介護の手間」「頻度」を聞き取る。                                                        |            |

**基本調査**

[その他：過去14日間にうけた特別な医療について]

| 項目                        | 評価軸 | 調査時の確認事項                                          | 適正な<br>場合○ |
|---------------------------|-----|---------------------------------------------------|------------|
| (1～12)<br>点滴の管理<br>～カテーテル | 有無  | 医師、または医師の指示に基づき、看護師等によって継続して実施されている医療行為かどうかを聞き取る。 |            |
|                           |     | 「実施頻度／継続性」「実施者」「当該医療行為を必要とする理由」を聞き取る。             |            |
|                           |     | 継続性の判断が出来ない時は、「開始時期」、「終了予定」を聞いている。                |            |

**基本調査**

[日常生活自立度]

| 項目                           | 評価時の留意事項                                         | 適正な<br>場合○ |
|------------------------------|--------------------------------------------------|------------|
| 障害高齢者の<br>日常生活自立度<br>（寝たきり度） | 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や、日頃の状況で選択。 |            |
|                              | 「能力」ではなく「状態」特に『移動』に関わる状態像に着目して評価。                |            |
| 認知症高齢者の<br>日常生活自立度           | 訪問調査時の様子から選択。                                    |            |
| 調査に対する姿勢                     | 公平・公正に、認定調査を実施したと言い切る事ができる。                      |            |
|                              | 「目に見える」、「確認しうる」という事実によって調査を行う。                   |            |
| 調査票の作成                       | 文章は短く。敬語は不要。                                     |            |
|                              | 個人情報や、審査判定に必要な情報記載しない。                           |            |
|                              | 提出前に点検（誤字、脱字、マークミス、印刷が切れていないか等）                  |            |